

全国信用情報センター連合会加盟情報センターの概況

全国信用情報センター連合会

(平成16年4月1日)

1. 全国信用情報センター連合会加盟情報センターの運営状況

(1) 全国信用情報センター連合会と情報センター

全国信用情報センター連合会（略称：全情連）は全国33の独立した株式会社形態の信用情報機関（以下「情報センター」という。）で構成する任意団体で昭和51年に設立された。

各情報センターの加盟会員は「貸金業の規制等に関する法律」にもとづく登録業者で、主な会員の業態は消費者金融専門家。

情報センターは加盟会員と「信用情報交換契約書」を締結し、信用情報の取扱い（登録・利用）等に係わる権利と義務を明確化。主に金銭消費貸借契約に係わる個人信用情報データベースを構築している。

個人信用情報の登録・更新に係わる義務づけは以下のとおり。

ア．全件登録義務

会員は貸し付けを行った債権に係わる信用情報をすべて速やかに情報センターに登録すること

イ．残高報告義務

顧客から入金がある都度、残高と入金日をすべて速やかに報告すること

ウ．日次更新義務

情報の更新サイクルは原則として日次更新とすること

情報登録の遅滞や誤情報登録があった場合、あるいは情報漏洩や目的外使用があった場合などに対して罰則規程を制定。

(2) 個人信用情報データベースの内容

会員社数・店舗数（33センター延べ合計の会員社数、店舗数の過去5年間の推移）

	平成12年3月末	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末
社数	4,808	4,596	4,379	4,125	3,981
店舗数	11,271	10,720	10,236	9,568	8,610

会員業者からの収集項目

照会目的区分	契約照会・実行前照会・債権管理照会・精査照会
本人要件情報	ｶﾞ氏名、生年月日、顧客ｺｰﾄﾞ、性別、漢字氏名、郵便番号、ｶﾞ自宅住所漢字住所、自宅電話番号、連絡先電話番号、漢字勤務先名、ｶﾞ勤務先名、勤務先電話番号、本人要件の最新更新、調査中の注記
貸付情報	取引区分、貸付区分、貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、入金予定日、完済日
異動情報	延滞、延滞解消
参考情報	債権回収、債務整理、破産申立、特定調停、民事再生、保証履行、保証契約弁済、連保弁済、カード強制解約（発生日と参考コード）
サービス情報	名義注意、本人否認、旧氏名、死亡
照会状況	照会日付、照会件数

貸金業協会からの収集項目

サービス情報	協会整理、協会依頼
--------	-----------

本人からの収集項目 / センター入力項目

本人申告コメント	50字以内の本人申告内容（例：身分証明書等の紛失・盗難）
----------	------------------------------

その他の収集項目

公的記録 電話帳情報	破産宣告等の公的記録情報を官報より収集し別途提供 電話帳情報を情報提供会社より収集し別途提供
---------------	---

(3) 個人信用情報の登録期間、登録情報人数及び照会・報告件数

情報センターに登録する情報の登録期間は契約継続中及び完済後5年を超えない期間となっており、登録情報人数及び照会件数、報告件数の推移は以下のとおり。

登録情報人数（単位：万人 / 全情連では名寄せを行っており人数ベースの統計となっている）

人数	平成12年3月末	平成13年3月末	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末
	1,455	1,556	1,643	1,743	1,931

照会件数（単位：万件 / 年度 = 当年4月～翌年3月の1年間）

件数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	16,462	16,882	17,437	15,408	13,883

報告件数（単位：万件 / 年度 = 当年4月～翌年3月の1年間）

件数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	40,101	41,786	44,463	48,319	51,127

(4) 消費者等からの開示・訂正請求の状況

信用情報開示取扱要領にもとづき、信用情報に係わる開示申込み、問い合わせ、相談等があった場合は適切かつ迅速な処理を行う。

情報センターは、本人又は代理人から、信用情報の訂正又は削除の申立て並びに調査依頼を受けた場合は調査の上、その結果を本人又は代理人に知らせ、当該信用情報が誤りであると判明した場合には、速やかに当該信用情報の訂正又は削除を行う。なお、開示等の状況は以下のとおり。

開示人数等（単位：人 / 年度 = 当年4月～翌年3月の1年間）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
開示人数	36,340	36,155	41,747	50,665	55,416
異議申立人数	274	618	1,126	1,093	981
訂正・削除件数	225	454	798	870	663

(5) 信用情報機関間の相互交流

C R I N交流

情報センターは全国銀行個人信用情報センター及び㈱シー・アイ・シーと提携し、昭和62年3月より信用情報交流ネットワーク（C R I N）を構築して延滞等の事故情報を対象とした相互交流を実施。なお、各機関の交流項目は以下のとおり。

交流項目

全国信用情報センター連合会	延滞、債権回収、保証履行、保証契約弁済、調査中の注記、本人申告コメント
㈱シー・アイ・シー	異動、異動-延滞解消・貸倒・完了、本人以外弁済、センター処理コメント、本人申告コメント
全国銀行個人信用情報センター	延滞、延滞解消、延滞後完済、延滞後繰上完済、延滞解消後完済、延滞解消後繰上完済、強制回収・解約・退会、代位弁済 代位弁済後完済、取引停止処分、保証履行、求償債権完済、苦情受付コード、本人申告

上記の他、個人の属性に関する項目（氏名、生年月日、性別、住所、自宅電話番号、勤務先、勤務先電話番号）が交流対象。

C R I N総照会件数（単位：万件 / 年度 = 当年4月～翌年3月の1年間）

件数	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	5,793	5,938	5,967	5,289	4,809

T e r a交流

情報センターは㈱テラネットと提携し、平成12年12月より適正与信に資するため多重債務者発生防止を主目的として残高有り件数情報を対象とした相互交流を実施。交流項目は以下のとおり。

全国信用情報センター連合会	取引区分、貸付区分、包括・個別区分、貸付日、最新入金日、入金予定日、死亡、破産申立、特定調停、民事再生、本人申告コメント、照会状況、調査中の注記
㈱テラネット	取引形態、利用日、最新入金日、支払サイクル、死亡、破産申立、特定調停、民事再生、消費者申告コメント、照会状況、調査中の注記

上記の他、個人の属性に関する項目（氏名、生年月日、性別、住所、自宅電話番号、勤務先、勤務先電話番号）が交流対象。

㈱テラネットの概要は以下の通り。

- 会社名 : 株式会社テラネット
- 代表者 : 平野 征人（全国信用情報センター連合会会長）
- 資本金 : 4億8千万円
- 株主構成 : 全情連加盟の33情報センター
- 設立 : 平成11年10月15日
- サービス開始 : 平成12年12月11日
- ホームページアドレス : <http://www.teranet-corp.co.jp/>
- 加盟会員 : 信販会社、クレジット会社、百貨店、量販店、銀行系カード会社、銀行系消費者金融会社等
- 利用社数（H16.3末） : 73社
- 照会件数（H15年度） : 約2,600万件
- 登録件数（H16.3末） : 約2,000万件
- 開示件数（H15年度） : 約35,000件
- 開示受付 : 全情連加盟33情報センターに委託

テラネットでは、個人情報保護法の制定趣旨をふまえ、個人情報取扱事業者としてその精神を業務運営に適切かつ継続的に実現することを宣言した「コンプライアンス宣言」を策定している。

また、「個人情報保護法に対するテラネットの基本方針」及び「テラネット運用方針」において、法令の遵守や個人情報の厳格な管理などについて定めている。

個人情報情報の運用、管理については㈱日本情報センターに委託している。

(6) 研修、広報、周知活動

全情連は、情報センターが主催する信用情報取扱主任者講習会のテキスト作成を通じて、個人情報保護を巡る最新状況、プライバシー保護に係わる会員業者の意識啓発を実施。

また、情報センター業務や本人開示制度の周知を図るため、消費者向けパンフレットや信用情報に関するQ & Aを作成、配付、インターネットホームページを開設して広く消費者からの質問や相談等に対応。

さらに、外部研究機関に個人情報情報の利用や保護の在り方、海外の信用情報機関の現状や法制度等について研究委託を行い、その成果については機関誌や研究書籍の発行を通じて、広く社会への周知活動を実施。

2. 情報漏洩・目的外使用防止等の個人情報保護対策

(1) 全情連加盟33センターにおける個人情報保護方針

全情連では、1980年に採択されたOECD理事会勧告のプライバシー保護8原則を踏まえ、翌年の1981年に「全情連倫理綱領」を策定し、情報センター及び加盟会員が取り扱う個人情報情報の保護に関する基本方針を明確化。

1986年に発出された大蔵省銀行局長通達第300号（現金融庁「事務ガイドライン」）に示された個人情報情報の取扱い方を踏まえ、情報センターと加盟会員との間で締結する「信用情報交換契約書」にその内容を盛り込み、情報主体のプライバシー保護に配慮した個人情報情報の厳正な取扱いを会員に要請。違反した会員には情報提供一定期間停止等の罰則を厳正に適用。

(2) 個人情報保護のための具体的措置

信用情報管理基準にもとづく取扱い

情報センターは「全情連信用情報管理基準」に則り「信用情報管理規程」を定め、以下の事項にもとづき個人情報情報の厳正管理を実施。

- ア．管理責任者、管理担当者及び運用管理責任者の任命
- イ．漏洩、滅失、改ざん等の防止措置
- ウ．保管、破棄、送付の方法
- エ．IDカードによるアクセス管理
- オ．外部委託の要件
- カ．会員業者への指導

信用情報取扱主任者制度

会員業者の店舗並びに電算部門における信用情報取扱いの責任者を明確化するため、「信用情報取扱主任者制度」を実施。情報センターとの窓口責任者として問い合わせに対応。新規加盟会社の店舗責任者（店長等）に主任者認定講習会を実施し、情報漏洩や目的外使用禁止を徹底。主任者全員を対象とする主任者研修会を年1回開催し、情報漏洩や目的外使用禁止を意識啓発。

アクセス管理と監視

情報漏洩防止の措置として、コンピュータへのアクセス権限を明確化するアクセス管理を実施。会員からの照会については、ア．端末機からの照会発信電話番号、イ．端末機に内蔵された機器番号、ウ．会員コード、エ．パスワードの各項目をチェックし、アクセス権限の有無を確認の上回答。会員における情報漏洩防止のため会員業者の利用状況（照会件数及び報告件数の多寡あるいはバランス）等のチェックを実施。

目的外利用・情報漏洩等に対する防止措置

情報センターは信用情報の目的外使用及び漏洩防止等の目的を達するため、以下に定める者以外の者に対しては信用情報を提供又は開示をしてはならないこととしている。

- ア．会員
- イ．他の信用情報機関
- ウ．信用情報が登録され又は登録されている可能性のある本人又は正当な代理権限を証明したその代理人（以下、「本人」という）
- エ．公的機関

また、情報センターは以下の場合に限り会員からの照会に対して回答することとしている。

- ア．会員からの照会については、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要なとき
- イ．本人からの照会については、自己の信用情報にかかる問い合わせ、相談又は訂正、削除の申出に対応するため必要なとき
- ウ．公的機関からの照会については、当該照会が適正な手続によるものであって、高度の公益的要請があるとき

公的照会制度への対応

情報センターが公的機関の照会に対して信用情報を提供できる場合を以下のとおり定めている。

- ア．公的機関からの照会が裁判所の命令による場合
- イ．公的機関からの照会が裁判所の命令ではない場合は、公的機関が民間事業者（情報センター）に対して情報の提供を要請しうる法律にもとづく適正な手続によるものであり、当該照会が高度の公益的要請にもとづく場合
（高度の公益的要請とは、当該公的機関が直ちに情報を得なければ、人の生命、身体に重大な危険が生じる恐れがある等の場合をいう。）

安全対策

全情連の信用情報データベースの運用受託会社である㈱日本情報センター（共同出資関連会社）は平成10年3月に経済産業省の「情報システム安全対策実施事業所」認定を取得。平成16年4月に「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」によるISMS認証を取得。

信用情報データベースが設置されている本社ビルは免震構造設計、各フロアの入退室についてセキュリティロックシステムを採用、また、大阪にバックアップセンターを設置。

(3) 個人信用情報管理に係わる会員業者の遵守事項

情報センターと会員業者間で締結される信用情報交換契約において以下の事項を会員に対して義務づけ、罰則基準を定め指導。

個人信用情報管理に係わる遵守義務

- ア．信用情報の管理義務
 - ・機関から提供された信用情報の秘密保持と漏洩の禁止
 - ・会員の役職員に対する秘密保持及び漏洩禁止の教育指導監督

イ．コンピュータ端末機の使用

- ・専用端末機の使用場所、接続に利用する通信回線番号の届出義務
- ・届出場所からの搬出又は他の通信回線に接続することの禁止

ウ．信用情報取扱に関する主任者の届出義務

- ・店舗に1名「信用情報取扱主任者」の設置
- ・専用端末機以外の方法で信用情報の報告・照会を行う会員については「電算主任者」及び「電算運用担当者」の設置

罰則の内容

- ア．違反の程度が軽微であると判断するものは、始末書を徴求し文書による注意を行いその改善を求める。
- イ．文書による注意改善要求に拘らず改善が見られないときは、信用情報の提供を停止することができる。
- ウ．信用情報の提供の停止に拘らず改善が見られないときは、除名し本契約を解約することができる。
- エ．違反の程度が重大であると判断したときは、文書による注意を行うことなく直ちに信用情報の提供を停止し又は除名（契約の違約解約）することができる。

以 上